

■ 入院時食事療養（Ⅰ）

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された 食事を適時（夕食については午後6時00）、適温で提供しています。

食事サービスに関する事項

1. 談話室における食事の提供をしています。

2. 負担額について

一般(市民税課税世帯)の方	1食510円
市民税非課税世帯の方	1食240円(91日目以降は190円)
70歳以上で所得が一定基準以下(低所得者Ⅰ)	1食110円

※負担額を減額するためには、減額認定証の掲示が必要です。